神奈川県収用委員会告示第　号

神奈川県収用委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年４月24日

神奈川県収用委員会

会長　桑　原　康　孝

神奈川県収用委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

神奈川県収用委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程（令和５年神奈川県収用委員会告示第１号）の一部を次のように改正する。

第10条中「郵便切手」を「次に掲げる方法」に改め、同条に次の各号を加える。

（１）　郵便切手で納付する方法

（２）　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第１項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

附　則

この告示は、令和８年５月１日から施行する。